

三県連携による台湾プロモーション事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業について

(1) 事業名

三県連携による台湾プロモーション事業

(2) 業務の目的及び趣旨

訪日意欲が高い台湾市場のリピーター層を主なターゲットとし、福島空港及び新潟空港に直行便が就航しているタイガーエア台湾と連携して、福島県、山形県及び新潟県の観光情報を発信する。これにより、地方空港の利用促進、三県の知名度向上及び来訪意欲の喚起を図り、誘客の促進につなげることを目的とする。

本要領は、この台湾プロモーション事業（インフルエンサー等招請）実施に際し、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(3) 業務仕様

別紙「三県連携台湾プロモーション事業委託仕様書（案）」（以下、仕様書という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

(4) 業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日（金）までの期間

(5) 見積限度額

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

※本事業は福島県、山形県及び新潟インバウンド推進協議会（新潟県）の連携事業であり、各者がそれぞれ1,500,000円を上限として契約を締結する。

2 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県、山形県、新潟県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

・役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

・役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 山形県、福島県及び新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（2）実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県観光交流局観光交流課（以下、「観光交流課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、観光交流課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

（3）プロポーザルのスケジュールについて

項目	日程
公募開始	令和8年6月16日（火）
質問の受付	令和8年6月17日（水）
質問の回答	令和8年6月19日（金）12時まで
プロポーザル参加表明書提出	令和8年6月24日（水）12時まで（必着）
参加表明書確認結果の通知	令和8年6月26日（金）
企画提案書等提出	令和8年7月1日（水）12時まで（必着）
審査委員会	令和8年7月8日（水）予定
審査結果の通知・公表	令和8年7月10日（金）予定
仕様協議・契約	令和8年7月13日（月）以降を予定

（4）上記スケジュールの各項目に係る詳細について

ア 質問の受付・回答

【提出方法】

質問書（第1号様式）により、観光交流課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。送信件名は「【質問】「三県連携による台湾プロモーション事業」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問

の受付は行いません。

【回答方法】

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年6月19日（金）12時までに、観光交流課のホームページに随時公表します。（質問者に対する個別の回答は行いません。）

イ プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を提出期限までに後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

受領後、参加資格等不備がない場合は参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知いたします。

【提出方法】

参加表明書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。

送信件名は「三県連携による台湾プロモーション事業 公募型プロポーザル参加表明書」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

ウ 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「イ 公募型プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を提出期限内に後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。

【提出方法】

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間

月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時45分～17時00分

【提出すべき書類】

- ①企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
 - ②事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）
 - ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ④会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
 - ⑤業務実施体制書（第4号様式）
 - ⑥定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）
 - ⑦法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
- ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑧暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

⑨前述した参加表明書（第2号様式）の原本

【提出部数】

上記①～⑤・・・8部（正本1部、副本7部）、⑥～⑨・・・1部（正本1部）
また①～⑤については電子データもメールで送付すること。

【提案内容】

企画提案書には仕様書に基づき、次の事項を記載すること。

①企画、実施に係る内容

- ・ 招請テーマ
- ・ 招請行程案
- ・ 招請対象者（インフルエンサー又はタイガーエア台湾SNS担当者等）及び選定理由
- ・ 想定する情報発信媒体及び発信回数
- ・ 情報発信内容
- ・ 情報発信における工夫
- ・ 三島の魅力及び周遊性を効果的に発信するための手法

②独自提案

仕様書に定める内容のほか、福島県、山形県及び新潟県の認知度向上、誘客促進及び地方空港利用促進につながる取組について、具体的な内容を記載すること。

③効果測定（KPI）

仕様書に定める成果指標に基づき、見込まれる数値を記載すること。また、その算出根拠について説明すること。

【留意事項】

①失格又は無効となる場合

- ・ 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ・ 提出書類に不備があった場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ・ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ・ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

②複数企画提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。

③提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止

④辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

⑥その他

参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。また、提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。提出された企画提案書等は一切返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 審査

① 審査方法

業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとし、本プロポーザルの審査は書面審査により実施する。

なお、審査に当たり必要がある場合は、審査委員会が担当部局を通じて提案者に対し質問を行うことがある。

審査委員会は、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定する。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合は、全審査委員の評価点の合計の平均が満点の6割以上であることを業務委託予定者選定の条件とする。

総得点が同点となった場合は、審査委員会の協議により業務委託予定者を決定する。

②審査基準

次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行ったものを決定する。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力		
業務体制	・現地（台湾）及び日本国内において、業務を円滑に実施できる体制となっているか。 ・役割分担が明確であり、関係者との調整体制が整っているか。	10
スケジュール	・募集、選定、取材、情報発信、報告までを含め、無理のないスケジュールとなっているか。 ・進行管理体制は適切か。	10
業務実績	・本業務と類似の業務の実績があるか。	5

		・特筆すべき業務成果あるか。	
企画提案内容	企画力	・事業目的及び仕様書の内容を十分理解した提案となっているか。 ・取材対象者の選定方針や取材内容が適切であるか。	20
	効果性	・台湾市場に対する訴求力があり、認知度向上及び誘客促進が期待できるか。 ・SNS、WEB媒体等を活用した効果的な情報発信計画となっているか。	20
	三県連携性	・福島県、山形県及び新潟県の魅力を効果的に発信できる内容となっているか。	15
	独自提案	・福島県、山形県及び新潟県の認知拡大や誘客等につながる取組であるか	10
	具体性・実現性	・提案内容が具体的であり、実現可能性が高いか。 ・事業により見込まれるKPI数値は、現実的かつ十分なものか。	5
	業務経費	・業務目的及び内容に即した適切な積算となっているか。 ・経費内訳は明確で妥当性があるか。	5
合計			100

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数。

オ 審査結果通知

【通知】

- ①審査の結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。
- ②選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。
- ③上記②に係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。
なお、回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

カ 仕様協議・契約

【仕様協議】

選定した業務委託予定者と協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

【契約締結】

福島県は、審査委員会が最優秀提案者として選定した者と委託契約の締結に向けた協議を行い、1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として契約を締結します。

その後、山形県及び新潟インバウンド推進協議会（新潟県）は、福島県と同一の契約候補者と、それぞれ1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として契約を締結します。

なお、三者の契約総額は4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

【契約金額の決定】

契約金額は上記の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

【その他】

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

（５） 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎11階）

福島県観光交流局観光交流課（担当：主事 石田）

電話：024-521-7287 FAX：024-521-7888

メール：international_tourism@pref.fukushima.lg.jp